

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室換気空調系空調機（B）出口ダンパに「開」動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	
2	1号機	復水ポンプ（A・B）軸受シール水（自給水）配管取出し座において、水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
3	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（C）軸受冷却水圧カスイッチの検出配管ユニオン部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（F）が、起動制御回路のリレー接点不良により起動しなかったため、当該回路を点検・修理	C	
5	3号機	480V動力電源盤取替工事において、誤って消火器を落下させ、消火剤が噴出したため、当該電源盤を清掃及び対応検討	C	
6	3号機	復水脱塩装置（NO. 6）スプレー水入口空気駆動弁点検において、駆動部付属のリミットレバーに一部損傷（割れ）が認められたため、当該レバーを交換	D	
7	3号機	原子炉給水入口温度用変換器（D）点検において、計器精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
8	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）点検において、スラスト軸受部品（スラストパッド）に許容値外れ（12枚中の1枚）が認められたため、当該スラストパッド一組を交換	D	
9	3号機	気体廃棄物処理系排ガス予冷器（A）本体の浸透探傷検査において、リングフランジ（自重を架台に乗せる枠）溶接部に指示模様が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（E）点検において、シャフト振れの許容値外れが認められたため、当該シャフトを交換	D	
11	3号機	主蒸気配管（クロスア라운드配管ES-207）内部溶接線の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）スラスト軸受点検において、軸受温度検出用熱電対の破損が認められたため、当該熱電対を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	低圧タービン（C）ダイヤフラム点検において、14段上・下半ダイヤフラムに浸食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	3号機	残留熱除去系（A）の水張り（淡水側）漏えい確認において、同系統ポンプの軸封部にシール水を供給する配管のユニオン部に漏えいが確認され、その漏えい水を受けたビニール袋を仮置きした際、結び目がほどけて水が漏えいしたため、対応検討	B	
15	4号機	主復水器細管洗浄装置の自動運転工程において、ボール循環ポンプ（B）の起動時に同ポンプ「封水圧力低」警報の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
16	4号機	復水脱塩装置空気圧縮機冷却水入口弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	原子炉建屋2階空調機室原子炉格納容器パージファン付近の梯子上部のグレーチングボルトに外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
18	5号機	燃料集合体〔9×9燃料（B型）〕の製造における「ジルコニウム燃料被覆材（被覆管）」の設計検査仕様書において、誤記が認められたため、当該仕様書を訂正及び対応検討	C	
19	6号機	連続ダスト放射線モニタ（タービン建屋・廃棄物処理建屋）のチャンネル5及びチャンネル6において、検出器信号ケーブルの誤接続（入れ替わり）が認められたため、調査及び対応検討	B	
20	6号機	運転日誌（3）（H19年10月2日分）において、添付資料（制御棒位置）の添付漏れが認められたため、当該日誌を訂正及び対応検討	C	
21	6号機	非常用ディーゼル発電機冷却用清水膨張タンク入口弁の閉操作において、ハンドル固定キーを折損させたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで